

安全コストの明確化

第14回「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
フォローアップ会合

令和7年9月22日

- 事業者自らが自社に必要な安全確保経費（安全コスト）を把握し、旅行業者等と適正に取引を行うため、安全コストを算出し、国土交通省へ報告することを義務付け。
- 安全コストは原価計算を基に、年間の原価に占める安全コスト額の比率に応じて、届出運賃における安全コスト額（届出安全コスト額）を算出し報告。

【 原価計算書 】

費用	① 営業費	人件費(基準賃金等)	
		人件費(基準外賃金)	
		燃料油脂費	
		車両修繕費	
		車両減価償却費	
		施設賦課税	
		車両保険料	
		②手数料等	
		その他経費	
		小計	
	管理一般費	人件費	
		その他経費	
		小計	
	営業外費用	金融費用	
		その他経費	
		小計	
	適正利潤		
	③安全運行経費		
	④合計額		



(例)

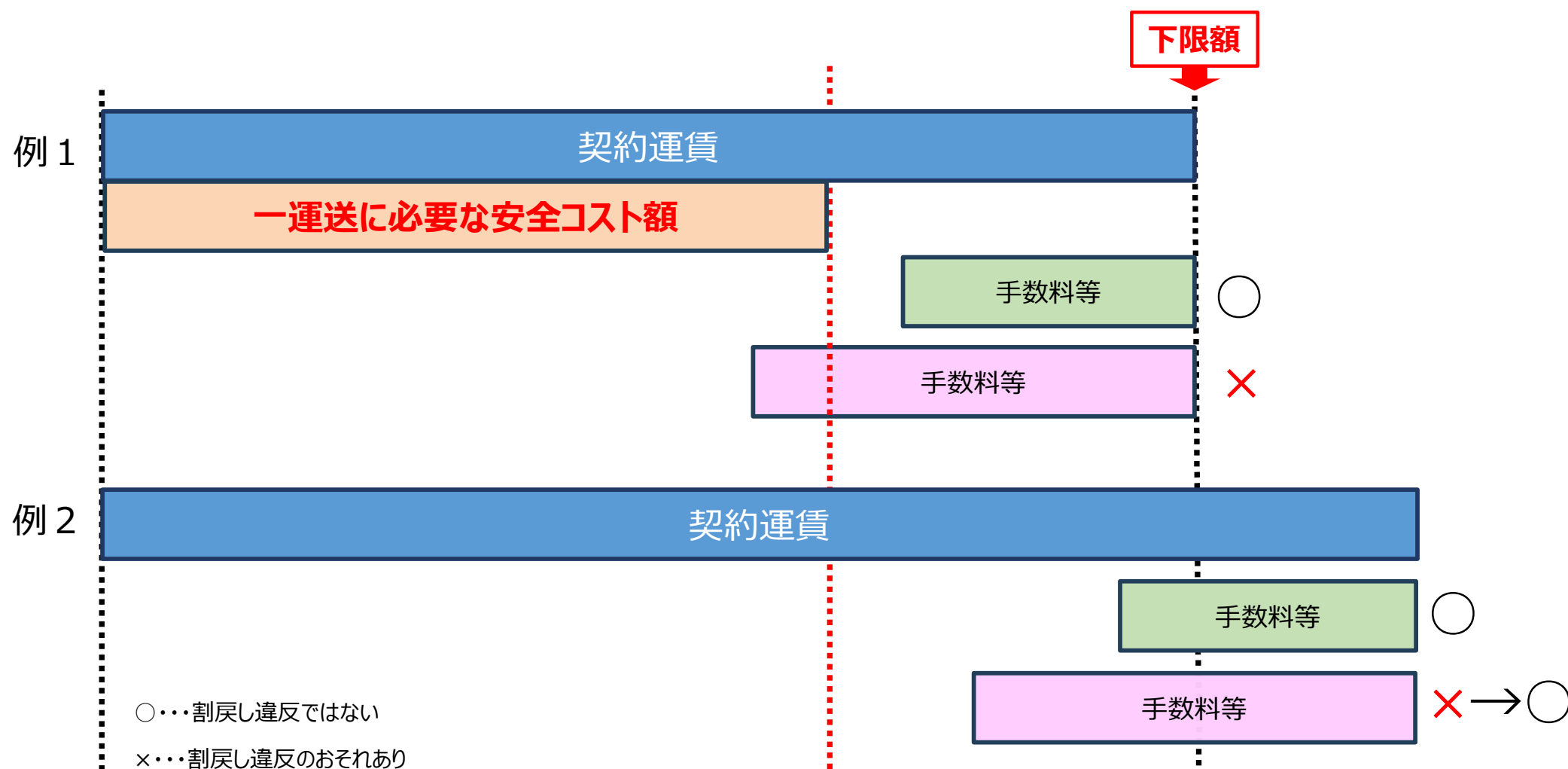
原 価		原価に占める割合
安全確保経費(安全コスト額)	①営業費－②手数料等＋③安全運行経費	80%
その他の経費	④合計－安全確保経費(安全コスト)	20%
原価の合計額		



関東

届出運賃			×80% = 届出運賃における安全コスト額 (届出安全コスト額)
時間制運賃	大型車	6,580	5,264
	中型車	5,560	4,448
	小型車	4,870	3,896
	コムーター車	4,330	3,464
キロ制運賃	大型車	160	128
	中型車	140	112
	小型車	120	96
	コムーター車	110	88

- 個別の運送取引における運賃の割戻しの判断基準は、契約運賃から手数料等の額を控除した結果、各社から報告された「届出安全コスト額」を基に時間・距離に応じて算出した「一運送に必要な安全コスト額」を割り込んでいる場合は、貸切バス事業者を運賃の割戻し（道路運送法第10条違反）として行政処分。



- 原価報告書は事業者の原価や安全コスト額が含まれており、不正競争防止法（平成5年法律第47号）に基づく営業秘密として損害賠償や罰則の対象となるおそれがあるため、取扱いには十分留意すること。



2 「してはいけないこと！」って どんなこと？

企業等の「営業秘密」の 不正な①取得、②開示、③使用

01 取得

例1 転職先を持ち込むために勤務先の営業秘密を私用のハードディスクドライブにコピー

※「正当な業務」、「正当な目的」の場合はOK。
★在宅勤務などのために、上司の許可を得て、営業秘密を自宅に持ち帰る



02 開示 (漏えい)

例1 報酬目当てで勤務先の営業秘密を他社等にメールで送信

例2 かつての勤務先の営業秘密を転職先で利用しているクラウド上に保存し、社内共有



03 使用

例1 不正に取得した他社の営業秘密（例：原価情報・仕入先情報）を用いて資料を作成する

例2 かつての勤務先の営業秘密（例：顧客リスト）を用いて売り込みをかける

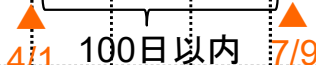
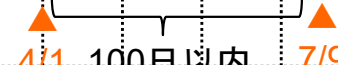
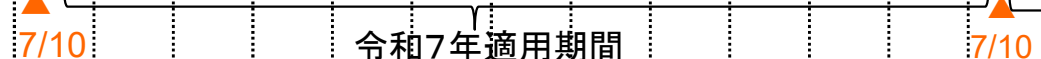
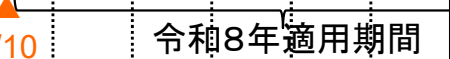


これらの行為は「不正競争防止法違反」
になる場合があります！



- 各事業者は毎事業年度の経過後百日以内に作成し、主たる事務所の地域を管轄する地方運輸局宛て報告（初回のみ全事業者が7月9日までに報告）
- 届出安全コスト額の適用期間は、各事業者の毎事業年度の提出期限の最終日の翌日から次事業年度の提出期限の最終日までの運送引受けに対して適用

< 例 >

事業年度	原価報告書	令和7年												令和8年											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
4/1 ～ 3/31	提出期限	  4/4 100日以内 7/7												  4/4 100日以内 7/7											
	適用期間	  7/8 7/7												  7/8 7/7											
		令和7年適用期間												令和8年適用期間											